

別記様式第二十八号（第九十二条関係）

(表 面)

第 号	年 月 日	(有効期間 1 カ年)	↑ 6cm ↓
		所属局部課名	
		職 名	
		氏 名	
年 月 日生			
<p>上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第86条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。</p> <p>国土交通大臣  〔地方整備局長〕 〔北海道開発局長〕</p>			
<p>← 8.5cm →</p>			

(裏面)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律抜粋

第 86 条 国土交通大臣は、マンション管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、マンション管理業を営む者の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。